

事 務 連 絡  
令和3年10月20日

各生活衛生同業組合理事長 様  
一般社団法人兵庫県食品衛生協会長 様

兵庫県健康福祉部健康局生活衛生課長

新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言解除後の  
県独自措置(時短要請等解除)について(依頼)

日頃は、本県の生活衛生行政の推進、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止について、格段の御協力を賜り感謝申し上げます。

当県への緊急事態宣言が令和3年10月1日(金)に解除されて以降、県独自の段階的な緩和措置を行い、感染再拡大防止に取り組んできたところですが、飲食店等や多数利用施設に対して行っている時短要請等は、令和3年10月21日(木)をもって解除されます。

しかし、感染再拡大に十分警戒する必要があるため、別添1「新型コロナウイルス感染症に係る飲食店等に対する要請等について」及び別添2「新型コロナウイルス感染症に係る施設の使用制限等の要請について」により、引き続き、基本的な感染対策の徹底や、イベント開催制限等の要請が行われましたのでお知らせします。

また、「Go To Eat ひょうごキャンペーンプレミアム付食事券」については、別添3のとおり感染状況の改善により、利用自粛が解除されましたので、併せてお知らせします。

つきましては、業種に応じた要請内容について、ご留意いただくとともに、貴団体の会員に対し、ご周知いただきますようよろしくお願いいたします。

なお、最新の情報は下記ホームページでご確認いただけます。

記

<要請>

[https://web.pref.hyogo.lg.jp/kk42/kinkyujitai\\_taisho.html](https://web.pref.hyogo.lg.jp/kk42/kinkyujitai_taisho.html)

<協力依頼>

[https://web.pref.hyogo.lg.jp/kk42/kinkyujitai\\_soti.html](https://web.pref.hyogo.lg.jp/kk42/kinkyujitai_soti.html)

<がんばるお店>

<https://web.pref.hyogo.lg.jp/sr07/ganbaruomise3.html>

<(参考) 協力金>

<https://web.pref.hyogo.lg.jp/sr07/jitankyouryokukin9.html>

※令和3年10月22日以降は、飲食店に対する営業時間短縮の要請が解除されるため、同日以降の協力金の支給はありません。

令和3年10月19日

兵庫県内の飲食事業者等の皆様

兵庫県新型コロナウイルス感染症対策本部  
本部長(兵庫県知事) 齋藤 元彦

**新型コロナウイルス感染症に係る  
飲食店等に対する要請等について**

兵庫県では、新規感染者が減少傾向にあるものの、今後も感染再拡大には十分警戒する必要があるため、下記の通り飲食店等に対し、基本的な感染対策の徹底等について要請します。

県民のいのちや健康を守るため、ご理解、ご協力を賜りますようお願いいたします。

記

1 期 間 令和3年10月22日(金)から

2 対象地域 兵庫県全域

3 対象施設

| 種 類  | 施 設   |
|--|---|
| 飲食店等<br>(宅配・テークアウトは除く)                       | 飲食店(居酒屋を含む)、喫茶店 等<br>※飲食店・喫茶店その他設備を設けて客に飲食をさせる営業が行われている施設                           |
| 遊興施設<br>(食品衛生法に基づく飲食店営業の許可・喫茶店営業の許可を受けている施設) | キャバレー、ナイトクラブ、ダンスホール、バー、カラオケボックス等<br>※ネットカフェ・マンガ喫茶等、夜間の長時間滞在を目的とした利用が相当程度見込まれる施設は対象外 |
| 結婚式場<br>(食品衛生法に基づく飲食店営業の許可を受けている施設)          | 結婚式場 等<br>※ホテル又は旅館(集会の用に供する部分に限る)で行う場合も含む   |

4 要請内容 [特措法第24条第9項等に基づく]

| 「新型コロナ対策適正店認証制度」認証店舗(※1)   | 左記以外の非認証店舗   |
|--|--|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>同一テーブル4人以内(※2)、短時間(2時間程度以内)での飲食の協力依頼</li> </ul>   | <ul style="list-style-type: none"> <li>酒類提供(※3)の場合、「一定要件」(※4)を満たすことを要請</li> <li>同一テーブル4人以内(※2)、短時間(2時間程度以内)での飲食を要請</li> <li>「新型コロナ対策適正店認証」取得の推奨</li> </ul> |
| <p>感染対策の徹底を要請</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>飲食以外の会話時のマスク着用の徹底。来店者のマスク着用が徹底されない場合に、店側が着用を促しても応じてもらえない場合には退店の依頼を要請</li> <li>カラオケ設備の利用の場合、利用者の密の回避、換気の確保など、感染対策の徹底を要請</li> <li>その他感染対策の徹底(※5)</li> </ul> |  |

※1 認証を取得した店舗に限る。今後認証申請を行う店舗は、認証取得日に認証店として取り扱う

※2 同一グループの同一テーブルへの入店案内は4人以内(同居家族や介助者等を除く)

※3 酒類提供は、利用者による酒類の店内持込みを含む。

※4 非認証店における酒類提供の場合は以下の「一定要件」の遵守

|  |           |
|--|-----------|
| ① アクリル板の設置(又は座席の間隔(1m以上)の確保)             | ② 手指消毒の徹底 |
| ③ 食事中以外のマスク着用の推奨                         | ④ 換気の徹底   |
| ⑤ 同一グループの同一テーブルへの入店案内は4人以内(同居家族や介助者等を除く) |           |

※5

|                     |                           |
|---------------------|---------------------------|
| ① 入場者の感染防止のための整理・誘導 | ② 発熱等の症状のある者の入場の禁止        |
| ③ 手指の消毒設備の設置        | ④ 事業を行う場所の消毒              |
| ⑤ 施設の換気             | ⑥ アクリル板等の設置又は利用者の適切な距離の確保 |
| ⑦ 業種別ガイドラインの遵守      |                           |

## 5 その他

### (1) マスク着用を呼びかけるポスター等

#### ①ポスター用 (A4 サイズ)

店内に掲示して活用してください。

#### ②ポップ用 (A6 サイズ)

メニュースタンドにはさみ、各テーブルに配置するなどして活用してください。

- ・県ホームページ

<https://web.pref.hyogo.lg.jp/kk42/maskpr.html>

[兵庫県マスク徹底](#) で検索



### (2) 新型コロナウイルス対策適正店認証の積極的な取得

県では、感染に対する県民の不安感を解消するとともに、感染拡大予防対策の推進を図るため、感染症対策を実施している飲食店等を実地確認の上、適正店として認証しています。

認証の積極的な取得をお願いします。

#### ○認証時のチェック項目

- ① アクリル板等(パーティション)の設置又は座席間隔の確保
- ② 手指消毒の徹底
- ③ 食事中以外のマスク着用の推奨
- ④ 換気の徹底
- ⑤ 入店制限(同一グループの同一テーブルへの4人以内の入店案内(同居家族や介助者等を除く))
- ⑥ 時短要請の遵守
- ⑦ カラ設備の提供自粛要請の遵守
- ⑧ 長時間飲食にならないよう呼びかけ
- ⑨ 体調がすぐれない従業員への対応
- ⑩ 「感染防止対策宣言ポスター」の掲示



認証店に交付するステッカー

#### ○県ホームページ

<https://web.pref.hyogo.lg.jp/kk42/ninsyo.html>

[兵庫県認証店](#) で検索

#### 感染防止対策の徹底を呼びかけるリーフレット

認証店には、来店者に感染防止対策を呼びかける2種類のリーフレット(17cm×7cm・14cm)を順次郵送しています。



認証店へのリーフレット

### (3) がんばるお店“安全安心PR”応援事業

安全安心をPRする販促経費、感染防止対策設備の導入費用を補助します。

対象期間：令和3年7月1日～10月31日(募集期間：令和3年8月30日～11月30日)

要件：マスク着用徹底啓発(上記5(1))、適正店認証ステッカー取得(上記5(2))等

<https://web.pref.hyogo.lg.jp/sr07/ganbaruomise3.html>

[兵庫県がんばるお店](#) で検索

#### 問い合わせ先

##### ◆兵庫県時短要請等コールセンター

T E L : 0 7 8 - 3 6 2 - 9 9 2 1 受付時間：平日 9時～17時

##### ◆兵庫県休業・時短協力金コールセンター(協力金に関すること)

T E L : 0 7 8 - 3 6 1 - 2 5 0 1 受付時間：平日 9時～17時

##### ◆兵庫県新型コロナウイルス対策適正店認証コールセンター

T E L : 0 7 8 - 2 7 2 - 6 5 1 1 受付時間：平日 9時～17時

##### ◆県ホームページ(施設の詳細は、こちらをご覧ください。)

[https://web.pref.hyogo.lg.jp/kk42/kinkyujitai\\_taisho.html](https://web.pref.hyogo.lg.jp/kk42/kinkyujitai_taisho.html)

## Go To Eat キャンペーンプレミアム付食事券 利用自粛解除について

Go To Eat ひょうごキャンペーンプレミアム付食事券の利用自粛を呼びかけていましたが、新型コロナウイルスの感染状況が改善されたため、下記のとおり利用自粛を解除します。

食事券の利用にあたっては、感染拡大防止の観点から兵庫県新型コロナ対策適正店での利用をお願いします。

### 記

#### 1 利用自粛解除の考え方

次の（１）及び（２）を満たすこと

- （１）新型コロナウイルス感染状況「ステージⅡ相当以下」
- （２）飲食店等に対する営業時間短縮等の要請解除

#### 2 対象地域

兵庫県内全域



認証店ステッカー

#### 3 利用対象店舗及び利用に際してのお願い

Go To Eat 登録店舗において利用出来ますが、そのうち兵庫県新型コロナ対策適正店での利用を推奨します。また、同一グループの同一テーブル4人以内、2時間程度以内の利用をお願いします。

- （１）兵庫県新型コロナ対策適正店（右記の認証店ステッカーを掲示している飲食店）
- （２）（１）以外の店舗（10月末までに認証店ステッカーを申請した飲食店）

※Go To Eat 登録店舗のうち、まだ認証店ステッカーの交付を受けていない店舗については、速やかに申請を行って下さい。

#### 4 利用自粛解除日

10月22日（金）

#### 5 利用期限

12月15日（水）

## 6 利用の再自粛条件

下記の（１）または（２）に該当したときを目安として総合的に判断

### （１）新型コロナウイルス感染状況「ステージⅢ相当以上」

＜ステージⅢ相当の目安＞

①新規患者数が人口 10 万人対 15 人以上、または②重症病床使用率が 20%以上

### （２）飲食店等に対する営業時間短縮等の要請

## 7 プレミアム付き食事券の販売再開について

募集時期及び利用要件等が決まり次第、別途お知らせします。

※既に購入予約券(はがき)をお持ちの方についても同様です。

お問い合わせ先

◆消費者向け Go To Eat ひょうごキャンペーンコールセンター

TEL 0120-528-520 ※平日 10:00~17:00

◆事業者向け

（１）Go To Eat キャンペーン事業にかかるお問い合わせ

Go To Eat ひょうごキャンペーン事務局

TEL 078-371-2841 ※平日 10:00~17:00

FAX 078-371-2847

（２）新型コロナ対策適正店（認証店ステッカー）にかかるお問い合わせ

新型コロナ対策適正店認証コールセンター

TEL 078-272-6511 ※平日 9:00~17:00